

令和4年度  
遠軽町教育委員会  
点検・評価報告書

令和5年6月  
遠軽町教育委員会

# 目 次

1	はじめに	1
	(1) 趣旨	
	(2) 点検・評価の対象	
	(3) 点検・評価の流れ	
2	教育委員会の概要	2
	(1) 教育委員会委員の職務	
	(2) 教育委員会の構成	
3	教育委員会の活動状況	3
	(1) 教育委員会会議の開催及び審議状況	3～6
	(2) 教育委員会会議の項目別点検	7
	(3) 教育委員会会議以外の活動状況	8
	(4) 教育関係者の表彰	9
4	点検・評価報告書	10
	(1) 学校教育	
	①特別支援教育支援員配置事業	10
	②要保護・準要保護児童・生徒援助事業、小・中特別支援教育就学 奨励事業	11
	③スクールバス運行事業、遠距離通学助成事業	12
	④教育振興一般経費	13
	⑤英語指導助手配置事業	14
	⑥学校建設事業	15
	⑦教職員住宅管理事業	16
	⑧学校給食施設管理事業、学校給食管理事業	17
	(2) 社会教育	
	⑨青少年育成事業	18
	⑩文化祭事業、芸術・文化振興事業	19
	⑪家庭教育事業	20
	⑫高齢者大学事業、講演会・講座研修事業	21

⑬文化財保護活用事業、郷土館等管理運営事業、埋蔵文化財センター 管理運営事業	2 2
⑭社会教育施設整備事業	2 3
⑮公民館管理運営事業	2 4
⑯図書館・図書室管理運営事業	2 5
(3) 社会体育	
⑰スポーツ教室・大会事業	2 6
⑱保健体育一般経費	2 7
⑲体育館管理運営事業（指定管理）	2 8
⑳社会体育施設整備事業	2 9
5 外部評価	3 0～3 2
6 参考資料	3 3～3 8
令和4年度 教育行政執行方針	

## 1 はじめに

### (1) 趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、各教育委員会は、毎年、教育行政事務の管理及び執行状況について、点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することとなっています。

遠軽町教育委員会としては、効果的な教育行政の推進に資するとともに、町民の皆様への説明責任を果たすため、毎年度、教育委員会の点検・評価を行い、学識経験者の意見を付して報告書を作成・公表することとしています。

### (2) 点検・評価の対象

点検・評価の対象は、教育委員会の活動状況等の点検のほかに、令和4年度教育行政執行方針に掲げられた主要な事業の実施状況について点検・評価を行いました。

### (3) 点検・評価の流れ

「教育委員会の活動状況」については、教育委員会会議の開催状況や会議にかけられた議案等について、項目別に点検を行うとともに、委員が出席した学校行事等の点検を行いました。

「点検・評価報告書」については、「令和4年度教育行政執行方針」に掲げられた主要な事業の内容、事業成果、自己評価及び今後の課題と方策を所管課が作成するとともに、点検・評価の客観性を確保するため、点検評価の方法や結果などについて学識経験を有する者からの意見を聴取しています。

#### 【参考】地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

## 2 教育委員会の概要

### (1) 教育委員会委員の職務

教育委員会委員は、教育委員会会議に出席し教育行政の基本方針等を審議するほか、町内小中学校への学校視察や各種教育関係行事への出席、委員研修会等を行っています。

### (2) 教育委員会の構成

遠軽町教育委員会は、次の5人で構成され、教育長の任期は3年、委員は4年となっています。

教育長と委員は、議会の同意を得て町長が任命することとなっており、教育長は教育委員会の会務を総理し委員会を代表します。

また、教育長は教育委員会の決定した基本方針を受け、事務局を指揮監督して具体の事務を執行します。

#### 【教育委員会委員名簿】（令和4年度）

職名	氏名	任期	摘要
教育長	河原 英男	R2. 11. 11～R5. 11. 10	
委員（教育長職務 代行者）	新山 史賢	R3. 11. 9～R7. 11. 8	
委員	大西 憲治	R1. 11. 9～R5. 11. 8	
委員	横田 昌弘	R4. 11. 9～R8. 11. 8	
委員	能正 直樹	R2. 11. 9～R6. 11. 8	

### 3 教育委員会の活動状況

#### (1) 教育委員会会議の開催及び審議状況

遠軽町教育委員会の会議は、毎月1回の「定例会」と、必要に応じて開催する「臨時会」があり、令和4年度は合計14回の会議を開催しました。

また、この会議において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条及び遠軽町教育委員会教育長事務委任規則第2条の規定に基づき、次のとおり審議等を行いました。

期 日	会議の種類	傍聴人数	付議案件等
R4.4.26	第5回定例会	0	(報告) ・社会教育中期計画の策定について (議案) ・遠軽町教育委員会スポーツ賞について ・奨学審査委員会委員の委嘱について ・社会教育委員の委嘱について ・図書館協議会委員の任命について ・学校給食運営委員会委員の委嘱について ・スポーツ推進委員の委嘱について ・青少年指導員の委嘱について ・学校運営協議会委員の委嘱について (その他) ・令和4年度遠軽地区教育委員会協議会総会及び教育委員研修会について ・令和3年度中体連等に関する成績について ・令和3年度教職員事故者について
R4.5.25	第6回定例会	0	(議案) ・学校給食運営委員会委員の解任について ・学校給食運営委員会委員の委嘱について ・教育委員会会計年度任用職員の任命について ・道費負担職員の休職発令内申について ・教育費補正予算について ・令和3年度遠軽町教育委員会点検・評価報告書について (その他) ・北海道市町村教育委員会研修会について

期 日	会議の 種類	傍聴 人数	付議案件等
R4. 6. 29	第 7 回 定例会	0	(報告) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方自治法第 180 条の 6 第 2 号の規定に基づく第 4 回遠軽町議会付議事件の議決について</li> <li>・ 令和 4 年第 4 回遠軽町議会一般質問答弁について</li> <li>・ 遠軽町奨学資金奨学生の選定について</li> <li>・ 社会教育関係団体への助成について</li> <li>・ 社会体育関係団体への助成について</li> </ul> (議案) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道費負担職員の退職発令内申について</li> <li>・ 教育委員会所属職員の休職発令について</li> <li>・ 遠軽町学校給食費の徴収に関する規則の一部改正について</li> </ul> (その他) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 57 回北海道市町村教育委員会研修会について</li> </ul>
R4. 7. 25	第 8 回 定例会	0	(報告) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会教育関係団体への助成について</li> </ul> (議案) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遠軽町芸術文化交流プラザ条例施行規則の制定について</li> <li>・ 遠軽町芸術文化交流プラザ条例の施行期日を定める規則の制定について</li> </ul> (その他) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和 4 年度教育委員学校視察日程について</li> </ul>
R4. 8. 30	第 9 回 定例会	0	(議案) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道費負担職員の任免内申について</li> <li>・ 教育費関連補正予算について</li> <li>・ 遠軽町学校職員の私有車の公務使用に関する規程及び遠軽町学校技術職員の自家用自動車の公用使用に関する規程の一部改正について</li> <li>・ 令和 5 年度に使用する小学校用教科用図書及び中学校用教科用図書の採択について</li> </ul> (その他) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和 4 年度全国学力・学習状況調査の公表について</li> <li>・ 遠軽町芸術文化交流プラザ開館記念事業について</li> </ul>
R4. 9. 28	第 10 回 定例会	0	(報告) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方自治法第 180 条の 6 第 2 号の規定に基づく第 6 回遠軽町議会付議事件の議決について</li> </ul> (その他) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町内小中学校学芸会・学校祭等の日程について</li> </ul>
R4. 10. 25	第 11 回 定例会	0	(議案) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道費負担職員の休職発令内申について</li> </ul> (その他) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和 4 年度遠軽地区教育委員会協議会教育委員研修会について</li> </ul>

期 日	会議の種類	傍聴人数	付議案件等
R4. 11. 24	第 12 回 定例会	0	(議案) ・道費負担職員の退職発令内申について ・教育費補正予算について (その他) ・令和 4 年度オホーツク管内市町村教育委員大会について
R4. 12. 28	第 13 回 定例会	0	(報告) ・地方自治法第 180 条の 6 第 2 号の規定に基づく第 9 回遠軽町議会付議事件の議決について ・令和 4 年第 9 回遠軽町議会一般質問答弁について (議案) ・教育委員会所属職員の休職発令について (その他) ・令和 4 年度オホーツク管内市町村教育委員大会について ・令和 4 年度遠軽地区教育支援委員会諮問結果について ・全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果の公表について ・令和 5 年遠軽町「二十歳」の成人式について
R5. 1. 26	第 1 回 定例会	0	(その他) ・令和 5 年度就学児童一日入学の日程について
R5. 2. 22	第 2 回 定例会	0	(議案) ・令和 4 年度教育費補正予算について ・令和 5 年度教育費予算について (協議事項) ・令和 5 年度教育行政執行方針について (その他) ・各学校卒業式及び入学式の日程について
R5. 3. 10	第 3 回 臨時会	0	(議案) ・道費負担職員の任免内申について ・教育委員会所属職員等の事務分掌異動について ・遠軽町社会体育施設原油価格高騰対策助成事業実施要綱の制定について (その他) ・令和 5 年度遠軽町公立学校教職員辞令交付式について
R5. 3. 15	第 4 回 臨時会	0	(議案) ・道費負担職員の懲戒処分内申について



期 日	会議の 種類	傍聴 人数	付議案件等
R5. 3. 29	第 5 回 定例会	0	(報告) ・ 地方自治法第 180 条の 6 第 2 号の規定に基づく第 2 回遠軽町議会付議事件の議決について ・ 令和 5 年第 2 回遠軽町議会一般質問答弁について (議案) ・ 学校給食運営委員会委員の解任について ・ 図書館協議会委員の解任について ・ 青少年指導員の解任について ・ 道費負担職員の復職発令内申について ・ 道費負担職員の休職発令内申について ・ 教育委員会所属職員等の事務分掌異動について ・ 遠軽町教育委員会所属職員の休職発令について ・ 教育財産の用途廃止について ・ 教育財産の用途廃止について ・ 行政手続における押印の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則の制定について ・ 行政手続における押印の見直しに伴う関係訓令の整備に関する訓令の制定について ・ 行政手続における押印の見直しに伴う関係告示の整備に関する告示の制定について ・ 個人情報の保護に関する法律の施行に関する遠軽町教育委員会細則の制定について ・ 遠軽町語学指導等を行う外国青年任用規則の一部改正について ・ 遠軽町学校管理規則の一部改正について ・ 遠軽町学校職員が修学旅行の引率業務等に従事する場合の勤務時間の割振り等に関する要領の一部改正について (その他) ・ 令和 5 年度町内小中学校入学式について

(2) 教育委員会会議の項目別点検

遠軽町教育委員会教育長事務委任規則第2条の規定により、教育委員会会議での議決が必要である項目のうち、令和4年度において教育委員会会議にかけられた議案等を分類し、適切に付議されているかどうか点検を行いました。

項 目	件数
学校教育及び社会教育の一般方針に関すること	0
教育委員会の所管に属する教育機関の設置、廃止、変更及び移管に関すること	0
所管機関の用に供する財産及び管理の基本的事項に関すること	2
規則その他規程の制定及び改廃に関すること	12
教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価に関すること	1
教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申し出に関すること	12
教育委員会事務局及び所管機関の職員(県費負担教職員を除く。)の任免その他の人事に関すること	3
職員(県費負担教職員を除く。)の分限及び懲戒に関すること	3
県費負担教職員の任免、分限、懲戒その他の進退の内申に関すること	9
法令又は条例に基づく委員の任命(委嘱)に関すること	12
教科用図書の採択に関すること	1
表彰に関すること	1
報告事項	5
協議事項等	1
その他	20

令和4年度に遠軽町教育委員会会議に付議された案件のうち、多かったものとしては、その他の事項を除き、規則その他規程の制定及び改廃に関すること、教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申し出に関すること及び法令又は条例に基づく委員の任命(委嘱)に関することでした。

令和4年度は、規則その他規程の制定及び改廃に関する議案が多かったのが特徴でした。

(3) 教育委員会会議以外の活動状況

遠軽町教育委員会委員は、令和4年度における教育委員会会議への出席以外に次のとおり出席しました。

期 日	内 容	場 所	出席委員	備考
4月4日(月)	令和4年度遠軽町公立学校教職員辞令交付式	遠軽町役場	新型コロナウイルス感染防止のため、開催中止	
4月6日(水) ～7日(木)	町内小中学校入学式	町内一円	新型コロナウイルス感染防止のため、来賓なし	
4月14日(木)	令和4年度北海道町村教育委員会連合会第1回役員会	札幌市	新山委員	
5月9日(月)	令和4年度遠軽地区教育委員会協議会総会	遠軽町教育委員会庁舎	新山委員 ほか3人	
5月19日(木)	令和4年度北海道町村教育委員会連合会総会	札幌市	新山委員	
6月8日(水)	令和4年網走地方教育研修センター組合第1回教育委員会議	網走市	新山委員	
7月7日(木)	令和4年度オホーツク管内教育委員会協議会役員会及び総会	網走市	新山委員	
7月14日(木) ～15日(金)	令和4年度北海道市町村教育委員会研修会	札幌市	新山委員 ほか3人	
8月30日(火)	学校視察(生小、生中、安小、安中、南中)	各学校	新山委員 ほか3人	
9月28日(水)	学校視察(白中、白小、丸小、丸中、)	各学校	新山委員 ほか3人	
10月25日(火)	学校視察(南小、遠小、分校、東小、遠中)	各学校	新山委員 ほか3人	
11月16日(水)	令和4年度遠軽地区教育委員会協議会教育委員研修会	遠軽町芸術文化交流プラザ	新山委員 ほか3人	
1月8日(日)	遠軽町「二十歳」の成人式	遠軽町芸術文化交流プラザ	新山委員 ほか3人	
1月13日(金)	令和4年度オホーツク管内市町村教育委員大会	網走市	新山委員 ほか3人	
2月2日(木)	令和4年度北海道町村教育委員会連合会第2回役員会	札幌市	新山委員	
3月15日(水) ～24日(金)	町内各小中学校卒業式	町内一円	新型コロナウイルス感染防止のため、来賓なし	

(4) 教育関係者の表彰

令和4年度における教育関係者の表彰は、次のとおり実施しました。

① 遠軽町教育委員会文化賞

ア 文化功労賞

該当者なし

イ 文化奨励賞

該当者なし

② 遠軽町教育委員会スポーツ賞

ア スポーツ功労賞

関 東 弘 幸 (遠軽町教育委員会スポーツ賞表彰規則第3条第1号イ)

イ スポーツ奨励賞

該当者なし

#### 4 点検・評価報告書

##### (1) 学校教育

No.	1	事業名	特別支援教育支援員配置事業	担当課	総務課
-----	---	-----	---------------	-----	-----

執行方針	<p>小・中学校において、特別に支援を必要とする児童・生徒に対し、適切できめ細かな教育的支援を行うための「特別支援教育支援員」について、必要に応じて複数配置ができるようにし、特別支援教育の更なる充実を図る。</p>
事業内容	<p>小学校7校、中学校4校、望の岡分校に計25人の特別支援教育支援員を配置し、食事、排泄、教室への移動補助等、学校における日常生活動作の介助を行うなど、発達障害の児童・生徒に対し学習活動上のサポートを行った。</p>
事業成果	<p>個々に応じた適切な支援が行われるとともに、学級・学校運営の円滑化、更には特別支援教育の一層の充実が図られた。</p>
課題と改善方策	<p>近年、障害の状態が多様化しているなど、個々の状況に対応した取組が求められていることと、対象となる児童・生徒が増加傾向にあるため、特別支援教育支援員の適正な人員確保に努める。</p>

No.	2	事業名	要保護・準要保護児童・生徒援助事業、 小・中特別支援教育就学奨励事業	担当課	総務課
-----	---	-----	---------------------------------------	-----	-----

執行方針	就学援助費については、新入学児童生徒学用品費について入学前に支給するとともに、認定児童・生徒の保護者に対して援助する。
事業内容	<p>学用品費、学校給食費、生徒会費、PTA会費及びクラブ活動費などの給与対象経費を給与対象者に支給した。</p> <p>【要保護・準要保護認定者数】</p> <p>要保護 小学生 2人、中学生 3人</p> <p>準要保護 小学生123人、中学生63人</p> <p>【特別支援就学奨励事業認定者数】</p> <p>小学生26人、中学生7人</p>
事業成果	認定児童・生徒の保護者に対し援助を行うことで、保護者負担の軽減を図ることができた。
課題と改善方策	引き続き、学校生活に欠かすことのできない経費を援助し、保護者負担の軽減を図っていく。

No.	3	事業名	スクールバス運行事業、遠距離通学助成事業	担当課	総務課
-----	---	-----	----------------------	-----	-----

執行方針	遠距離通学をする児童・生徒の通学の利便を図るため、スクールバスを運行するとともに、通学実態に合わせた経費の助成を行い、保護者の負担軽減を図る。
事業内容	<p>遠軽町立小・中学校に在籍する児童・生徒のうち、小学校 4 km、中学校 6 km 以上の遠距離通学者に通学費を助成した。</p> <p>【遠軽地域スクールバス】</p> <p>瀬戸瀬地区（南小・南中） 平日 登校時 1 便、下校時 2 便運行</p> <p>社名渕地区（東小・遠中） 平日 登校時 1 便、下校時 2 便運行</p> <p>【白滝地域スクールバス】 平日 2 経路、登下校時各 1 便運行</p>
事業成果	<p>スクールバスの運行により、遠距離通学児童・生徒の登下校の利便と安全確保を図ることができた。</p> <p>また、小学校 4 人・中学校 1 人の児童・生徒の保護者へ通学費助成金を交付し、保護者の負担軽減を図ることができた。</p>
課題と改善方策	遠軽地域、白滝地域とも、保有しているスクールバスが老朽化してきていることから、通学実態に合わせ、順次更新を検討する。

No.	4	事業名	教育振興一般経費	担当課	総務課
-----	---	-----	----------	-----	-----

執行方針	<p>中体連大会等参加経費の一部助成や中学校の合同部活動で合同練習を実施する際の保護者送迎に係る経費の一部助成を行い、保護者の負担軽減を図る。</p> <p>GIGA スクール構想で整備された1人1台端末を効果的に活用するため、小学校5年生以上の児童と中学校全生徒を対象に学習支援ソフトを導入し、個別最適な学びの推進とICTを活用した教育の実践を図る。</p> <p>北海道遠軽高等学校に通う生徒の進学・就職支援のための講座等に対する助成や、学級数維持・生徒確保を支援するための経費の助成を行い、魅力ある高等学校づくりを支援するとともに、町内の子どもたちの遠軽高等学校への進学を促す。</p>
事業内容	<p>中体連大会等参加経費の一部助成を行った。</p> <p>小学校5年生以上の児童と中学校全生徒の1人1台端末に、学習支援ソフトを導入した。</p> <p>生徒の学力向上と進学実績及び就職実績の向上を図り、魅力ある遠軽高校づくりを推進するため「北海道遠軽高等学校教育振興補助金」を交付した。</p>
事業成果	<p>中体連大会参加経費の一部助成を行い、保護者負担の軽減を図ることができた。</p> <p>小学校5年生以上の児童と中学校全生徒の1人1台端末に学習支援ソフトを導入することで、GIGA スクール構想に基づく個別最適な学びの推進を図ることができた。</p> <p>遠軽高校に対し、進学及び就職支援のための経費の助成を行うことで、魅力ある高等学校づくりを支援するとともに、学級数維持及び生徒確保の実績につながった。</p>
課題と改善方針	<p>中体連大会等参加経費の一部助成については、様々な情勢を見ながら、適宜、対象経費等を見直していく。</p> <p>GIGA スクール構想に基づき、効果的なICT活用による授業改善を進めるとともに、1人1台端末の活用拡大を推進していく。</p> <p>今後も、遠軽高校への進学を推進し、遠軽高校在校生への学力向上と進学実績及び就職実績の向上、さらには学級数維持・生徒確保のため支援していく。</p>



No.	5	事業名	英語指導助手配置事業	担当課	総務課
-----	---	-----	------------	-----	-----

執行方針	<p>中学校を核とした授業や生涯学習事業など、コミュニケーション能力の向上と国際理解教育の推進を図るとともに、小学校における教科、外国語活動についても、言語や文化に対する理解を深めるため、引き続き、英語指導助手3人を配置し、積極的な活用を図る。</p>
事業内容	<p>一般財団法人自治体国際化協会を通して契約した3人の英語指導助手(ALT)を配置し、小・中学校における英語力の向上及び国際理解の起因、生涯学習講座における英会話教室等を開講した。</p> <p><b>【英語指導助手(ALT)】</b>  遠軽地域、生田原地域、丸瀬布及び白滝地域 各1人</p> <p><b>【英会話教室】</b>  遠軽地域：体験コース 第1期 全5回(受講登録者数2人)  第2期 全6回(受講登録者数3人)  中上級コース 全16回(受講登録者数13人)  丸瀬布地域：全35回(受講登録者数12人)</p>
事業成果	<p>町内全校(小学校7校、中学校6校、望の岡分校)に語学指導助手として派遣することにより、小学校5・6年生及び中学生では英語力の向上、小学校低・中学年では国際理解教育の充実が図られた。</p> <p>また、遠軽・丸瀬布の各地域で開講している英会話教室では、個々のレベルに応じた国際感覚の向上や外国の文化に対する知識・理解を深められる活動として受講者から好評を得ることができた。</p>
課題と改善方策	<p>小学校5年生から英語が教科として導入されているため、より一層、教員と英語指導助手との連携が必要である。</p> <p>一般町民を対象とした英会話教室については、町民の関心も高まっており、国際理解の向上や英語力の習得の場として定着しているが、新規受講者の確保と事業の充実に向けた内容を検討する。</p>

No.	6	事業名	学校建設事業	担当課	総務課
-----	---	-----	--------	-----	-----

執行方針	<p>小・中学校の施設整備については、学校施設の老朽化に対応するため、効率的・効果的な学校施設の管理を図る。</p> <p>令和4年度については、東小学校長寿命化改修工事、南中学校自動火災報知設備更新工事、遠軽中学校電気温水器更新工事を実施し、安全・安心な学校づくりを進める。</p>
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○東小学校長寿命化改修工事 遠軽町学校施設長寿命化計画に基づき、3ヶ年計画で実施する東小学校長寿命化改修工事の1年目</li> <li>○南中学校自動火災報知設備更新工事</li> <li>○遠軽中学校電気温水器更新工事</li> </ul>
事業成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○東小学校長寿命化改修工事 教育環境の向上及び施設の長寿命化が図られた。</li> <li>○南中学校自動火災報知設備更新工事 学校環境の安全性が向上した。</li> <li>○遠軽中学校電気温水器更新工事 教育環境の向上が図られた。</li> </ul>
課題と改善方策	<p>学校施設については、老朽化している施設や設備があることから、遠軽町学校施設長寿命化計画に基づき計画的な改修を行っていく。</p>

No.	7	事業名	教職員住宅管理事業	担当課	総務課
-----	---	-----	-----------	-----	-----

執行方針	教職員の住宅環境の整備については、西町教職員住宅屋根塗装工事を実施する。
事業内容	○西町教職員住宅屋根塗装工事 教職員住宅2棟の屋根塗装工事
事業成果	快適な住環境を整備することにより、教職員の生活向上が図られた。
課題と改善方策	今後も教職員住宅の適切な維持管理を行うとともに、住環境整備を計画的に実施する。

No.	8	事業名	学校給食施設管理事業、学校給食管理事業	担当課	給食センター
-----	---	-----	---------------------	-----	--------

執行方針	<p>学校給食については、安全・安心な給食の提供のため、施設の改善や老朽化した備品の更新をはじめ、日頃の施設設備の衛生管理と調理関係職員の健康管理を徹底し、食中毒防止や食物アレルギー対応など安全対策を進め、学校給食の適切な提供に努める。</p>
事業内容	<p>各学校給食室及び各学校給食センターの施設設備修繕・工事を実施するとともに老朽化した備品を更新し、衛生環境の改善及び環境整備の充実を図った。</p>
事業成果	<p>各施設設備の整備と備品の更新を実施し、児童・生徒に安全・安心な給食の提供を行うことができた。</p>
課題と改善方策	<p>今後も各施設設備の整備と備品の更新を計画的に実施し、衛生環境の改善を図り、安全・安心な給食を提供する。</p>

(2) 社会教育

No.	9	事業名	青少年育成事業	担当課	社会教育課
-----	---	-----	---------	-----	-------

執行方針	<p>未来を担う子どもたちの健全育成を図るため、家庭・学校・地域との連携のもと、地域の特性を生かした各種事業を引き続き推進する。</p>
事業内容	<p>新型コロナウイルス感染症の感染対策を講じるため、一部事業の日程短縮や実施内容の変更等を適時行い、青少年教育の推進に努めた。</p> <p>また、実施事業を円滑に推進するため、遠軽町青少年指導員を配置するとともに、各種関係団体等の協力を得ながら、事業の展開に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○各種文化・体験教室、リーダー養成研修会等の実施</li> <li>○遠軽町青少年指導員の配置及び活用（15人委嘱）</li> <li>○遠軽町子ども会育成連合会への活動支援</li> </ul>
事業成果	<p>各地域が持つ特性・特色を教育資源として活用し、青少年育成事業を展開することで、子どもたちの主体性や創造性、豊かな人間性など、子どもの「生きる力」を育む取り組みとして定着している。特に、町内の全児童・生徒を対象に、学校の長期休業期間を活用し実践する「ちびっ子リーダー研修会」をはじめ、丸瀬布・白滝地域が共同で行う「わくわく自然体験教室」、生田原地域の「キッズ・チャレンジクラブ」等、各地域の教育資源等を活用した事業を引き続き実施した。</p>
課題と改善方針	<p>本町における青少年人口は今後も減少傾向にあり、スポーツ少年団活動をはじめ青少年を取り巻く学習環境も多様化していることから、各事業の参加者数にも影響が出ている。</p> <p>今後も実施事業の目的や役割を明確にするとともに、対象となる子どもの数が減少していくことを踏まえ、事業の統合等も行いつつ、引き続き学校・家庭・地域、団体等との連携を図り各種事業を推進する。</p>

No.	10	事業名	文化祭事業、芸術・文化振興事業	担当課	社会教育課
-----	----	-----	-----------------	-----	-------

執行方針	<p>芸術や文化に触れる機会や発表・交流の場などの提供に努める。</p>
事業内容	<p>優れた芸術文化に親しむ機会を提供するとともに、町民による芸術文化活動の成果を発表する場を支援し、日常的に優れた芸術文化との関わりを通じ、豊かな生活の実現と向上に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○遠軽町文化連盟並びに各地域各文化協会との共催による「文化祭」に対する事業支援</li> <li>○音楽の広場公演の開催（白滝地域）</li> </ul>
事業成果	<p>新型コロナウイルス感染症の感染対策により、文化団体自体の活動が自粛傾向にあるが、各団体と連携し実施する文化祭事業については、今後も町民の芸術文化活動の発表の場として継続して開催する。</p> <p>また、音楽の広場公演についても、文化祭事業同様、町内の音楽団体等が一堂に会し、相互発表を通じて演奏技術の向上や町民自らが様々な分野の音楽に親しむ貴重な場であることから、今後も関係諸団体と開催に向けた連携を図る。</p>
課題と改善方策	<p>町内文化団体会員数の減少並びに高齢化が進んでおり、文化祭事業並びに音楽の広場公演への事業参加減少が危惧されることから、開催方法も含めた事業の見直しを行う。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の影響により、活動自体が停滞している団体も見受けられることから、適時団体活動の立て直しにも配慮し、効率的且つ効果的な芸術文化が引き続き推進されるよう努める。</p> <p>全町的に公共施設や設備等の老朽化が見受けられることから、芸術文化活動の拠点施設整備については、各種団体の意見も反映させるなど、今後も充実した事業展開や会場整備に努める。</p>

No.	11	事業名	家庭教育事業	担当課	社会教育課
-----	----	-----	--------	-----	-------

執行方針	<p>家庭の教育力の向上を図るため、保護者に対する学習機会の提供や子育て資料による情報提供の充実など、家庭教育の支援を行う。</p>
事業内容	<p>家庭の教育力向上を図るため、家庭教育の支援を目的に学習機会の充実及び家庭教育の向上に関する情報提供を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○就学前の子どもを持つ親を対象とした「たっち学級」の開設</li> <li>○小・中学生の子どもを持つ親を対象とした「コスモス学級」の開設</li> </ul>
事業成果	<p>家庭教育学級として、就学前の子どもを持つ親を対象とした「たっち学級」並びに小・中学生の子どもを持つ親を対象とした「コスモス学級」を開設し、子育てや同じ環境下にある親同士の交流を通じ、子を持つ親同士の情報共有や交流の場として活用された。</p>
課題と改善方策	<p>対象となる世帯や地域枠の見直しを行ったが、参加人数の増加には繋がっていない。引き続き効果的で関心の持てる事業内容を調査・研究する。</p> <p>子育て資料「えんがる子育て応援 Book」については、適時内容の改訂作業を行うため、今後も関係機関と連絡・調整を図る。</p>

No.	12	事業名	高齢者大学事業、講演会・講座研修事業	担当課	社会教育課
-----	----	-----	--------------------	-----	-------

執行方針	<p>町民の生涯学習活動を支援するために、高齢者大学や生涯学習講座などの各種学習機会や学習情報の提供、有志指導者の育成に努めるとともに、引き続き社会教育関係団体の活動に対し、支援を行う。</p>
事業内容	<p>シニア世代の生きがいある生活を送るため、様々な学習機会を提供することを目的に、遠軽、生田原、丸瀬布地域において高齢者大学を開設した。また、一般成人を対象に生涯学習に対する関心を深める取組みとして、生涯学習講座を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○遠軽町高齢者大学の開設 <ul style="list-style-type: none"> <li>遠軽地域「瞰望大学」</li> <li>生田原地域「しらかば大学」</li> <li>丸瀬布地域「ことぶき大学」</li> </ul> </li> <li>○えんがる生涯学習講座の開設 <ul style="list-style-type: none"> <li>英会話教室（遠軽地域、丸瀬布・白滝地域）</li> <li>白滝乗馬体験教室</li> </ul> </li> </ul>
事業成果	<p>各地域で開設している高齢者大学については、シニア世代による学びの場として広く認知されており、今年度も各大学の特徴を生かした年間カリキュラムを実施した。なお、大学活動において、地域奉仕活動にも積極的に関わっていることから、地域の活性化に大きく寄与した。</p> <p>生涯学習講座については、一般成人に関心が高い学習内容を採用し、就労後や余暇における学びの機会として活用されている。</p>
課題と改善方針	<p>高齢者大学について、対象となる60歳以上のシニア世代人口は今後も増加傾向にあることから、住民ニーズや活動内容の見直しを適時行い、今後も魅力あるシニアライフが送れるよう支援する。</p> <p>講演会については、新型コロナウイルス感染症対策のため、開催を見合わせた。生涯学習講座を含め、対象層の学習ニーズを適時把握する必要が求められており、情報収集と先見性のある企画立案を通じ、充実した学習機会の提供に今後も努める。</p>



No.	13	事業名	文化財保護活用事業、郷土館等管理運営事業、埋蔵文化財センター管理運営事業	担当課	社会教育課
-----	----	-----	--------------------------------------	-----	-------

執行方針	文化財については、遠軽町埋蔵文化財センターを中心に、ジオパークと連携した事業の展開や郷土館町民講座の実施など、文化財の保護と普及に努める。
事業内容	<p>本町における文化財の保存・活用を目的に、関連する社会教育施設を活用しながら特色ある事業を展開し、町民への文化財保護思想の高揚に努めた。</p> <p>文化財の保存・活用について、町民による専門的見地から調査審議することを目的に、遠軽町文化財保護審議会委員（10人）を委嘱している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○遠軽町郷土館及び丸瀬布郷土資料館の運営 <ul style="list-style-type: none"> <li>遠軽町郷土館町民講座「郷土の歴史を見つめて」</li> </ul> </li> <li>○遠軽町埋蔵文化財センターの運営 <ul style="list-style-type: none"> <li>各種体験事業、学校教育への支援 ほか</li> </ul> </li> </ul>
事業成果	<p>遠軽町文化財保護審議会を開催し、町内の文化財保存や活用に関する検討及び協議を通じ、教育行政による文化財保護と活用方策について意見反映させることができた。</p> <p>文化財関連の社会教育施設の効果的な運営に努めることで、特色ある体験学習活動等を提供することができた。また、学校教育との連携を通じ、郷土に対する関心を深め、文化財保護の大切さについて理解を深めることができた。</p>
課題と改善方策	<p>遠軽町文化財保護審議会において、次代への歴史文化の継承を目的に、文化財保護や活用について専門的見地を有する人材育成を引き続き行う必要がある。</p> <p>北海道白滝遺跡群出土品が、国の重要文化財指定から新国宝指定に格上げされることを踏まえ、今後も文化財保護思想の普及啓発に努め、遠軽町における貴重な文化遺産や名勝等の保護・保存のための措置を講じるとともに、更なる有効活用のための施策を検討する。</p>

No.	14	事業名	社会教育施設整備事業	担当課	社会教育課
-----	----	-----	------------	-----	-------

執行方針	<p>施設整備については、所管する施設の中で建設後30年以上経過するものもあり、今後も施設を有効に運用できるように改修等が必要となるため、社会教育施設長寿命化計画に基づき整備を進め、施設の充実を図る。</p>
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共施設等環境改善工事（遠軽町基幹集落センター） 大会議室及び第二研修室の床改修等</li> <li>○濃厚接触者待機場所確保事業（遠軽町基幹集落センター） 和室間仕切用カーテン</li> <li>○公共施設等環境改善工事（宿泊研修施設キララン清里） トイレ洋式化改修工事、洗面所水栓自動センサー取付</li> <li>○公共施設等環境改善工事（安国活性化センター「ピノキオハウス」） トイレ洋式化改修工事</li> <li>○丸瀬布昆虫生態館感染対策備品購入事業 AI 体温検知カメラ（スタンド付）</li> </ul> <p>※上記5項目については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用。</p>
事業成果	<p>老朽化が進んだ社会教育施設の修繕及び備品購入を行ったことで、長期的な施設運営に取り組むことが可能となった。</p>
課題と改善方針	<p>所管する社会教育施設の多くが老朽化しているため、今後も長期的かつ計画的な施設整備を図り、町民の学習活動を支援する体制づくりに努める。</p> <p>また、多くの町民が利用しやすい環境となるよう、施設の統廃合等を含めた施設整備の在り方を検討する。</p>

No.	15	事業名	公民館管理運営事業	担当課	社会教育課
-----	----	-----	-----------	-----	-------

執行方針	<p>遠軽町芸術文化交流プラザの開館に向けて、指定管理者と協議を行い、開館準備を進める。</p>
事業内容	<p>本町の芸術・文化活動拠点施設となる、遠軽町芸術文化交流プラザ「メトロプラザ」を令和4年8月26日(金)にオープンし、指定管理者である遠軽商工会議所による施設運営の本格稼働を行った。</p> <p>また、開館記念事業として下記演目について実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○札幌交響楽団コンサート（令和4年11月13日(日)）</li> <li>○2022年NHK イベント おかあさんといっしょ宅配便「ファンターネ！小劇場」（令和5年1月22日(日)）</li> </ul>
事業成果	<p>指定管理者との月1回定例会議を開催し、開館準備並びに開館後の事務調整を引き続き行った。</p> <p>開館記念事業運営委員会については、令和5年度実施分の開館記念事業演目の選定及び事業予算の確保、事業共催による事業費補助の事務調整を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○劇団四季ファミリーミュージカル『人間になりたがった猫』公演（令和5年8月27日(日)開催予定）</li> <li>○清塚信也 CFX コンサート（令和5年9月16日(土)開催予定）</li> <li>○2023年度NHK 公開収録「Eテレ テレドーも！」（令和6年1月27日(土)開催予定）</li> </ul>
課題と改善方針	<p>本町の芸術・文化活動拠点施設の完成により、今後の施設運営サポート団体育成や事業実施に伴う財源確保等について、今後も指定管理者並びに関係団体と協議を進める。</p> <p>安国公民館及び丸瀬布中央公民館については、建設後年数も経過していることから、今後も適切な施設管理が求められる。</p>

No.	16	事業名	図書館・図書室管理運営事業	担当課	図書館
-----	----	-----	---------------	-----	-----

執行方針	<p>4 図書館・室については、利用者ニーズに応えた図書の充実や歴史的な地域資料の収集保管を行うなど、生涯学習活動を支援する拠点施設にふさわしいサービスを提供するとともに、町民の読書習慣を醸成し、これまで以上に親しまれる図書館・室の運営に努める。</p> <p>また、学校図書室に対しては、図書館の専門性を活かし、引き続き支援する。</p>
事業内容	<p>町民の幅広いニーズの把握に努め、蔵書や郷土の歴史的資料を収集し、読書要求に応えるため貸出・閲覧等のサービス提供を行った。さらに町民の学習意欲や調査研究活動に対する支援を行った。</p> <p>また、読書習慣の醸成を図るため、町広報誌に「図書館インフォメーション」や町ホームページで情報提供を行い、さらに司書おすすめ図書の特集コーナー設置や読み聞かせ等を実施し、親しまれる図書館運営に取り組んだ。</p>
事業成果	<p>1 蔵書冊数：197,128 冊（遠軽 141,761 冊、生田原 29,721 冊、丸瀬布 18,954 冊、白滝 6,692 冊）</p> <p>2 貸出冊数：98,370 冊（遠軽 87,201 冊、生田原 5,525 冊、丸瀬布 4,475 冊、白滝 1,169 冊）</p> <p>3 移動図書館車巡回：町内 17 か所 巡回日数 132 日 利用者数 2,292 人</p> <p>4 図書館インフォメーション：12 回発行 町広報紙に掲載</p> <p>5 事業実績：①図書館まつり：遠軽-中止、生田原-中止 ②絵本読み聞かせ：遠軽 87 回 455 人 生田原 12 回 23 人 丸瀬布 12 回 51 人 ③はじめまして絵本：配布人数 81 人 ④読書感想文コンクール：応募点数 300 点 ⑤図書特集コーナー：18 回 ⑥絵本原画展：1 回</p> <p>6 見学：5 回 97 人（小学生）</p> <p>7 職場体験：2 回 6 人（小学生及び高校生）</p>
課題と改善方策	<p>町民を取り巻く生涯学習環境が変容している中で、仕事や家庭、健康、福祉、教育など様々な領域において、町民が抱えている課題の解決に対して支援できる生涯学習拠点施設としての図書館を目指す。そのためには上位図書館や近隣の図書館との連携を図り、上位機関が実施する職員研修会への参加などを通して、レファレンスサービス等の向上に努める。</p>

(3) 社会体育

No.	17	事業名	スポーツ教室・大会事業	担当課	社会教育課
-----	----	-----	-------------	-----	-------

執行方針	<p>町民の健康増進や体力づくりを推進するため、各種スポーツ教室・大会などを関係団体との連携・協力のもと開催する。</p>
事業内容	<p>スポーツを通じた健康づくりや地域づくりを推進するため、「スポーツの生活化」を目標に、生涯各期にわたる各種スポーツ教室の開催や地域性を活かしたスポーツ大会を実施した。</p>
事業成果	<p>新型コロナウイルス感染症まん延防止対策により、予定していたスポーツ教室や大会を一部中止したが、地域の特色あるスポーツ大会については、地域コミュニティ活動の推進や地域間交流の一翼を担っている。</p> <p>事業の実施にあたっては、個人の体力や年齢に応じたスポーツ機会の提供を行うことにより、底辺の拡大や底上げにつながるほか、基礎技術の習得を始め健康づくりへの意識づけ等の有効な手段として効果が見受けられる。</p> <p><b>【令和4年度参加者数】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○スポーツ教室 16教室（延べ3, 262人） <ul style="list-style-type: none"> <li>※中止したスポーツ教室 5教室</li> </ul> </li> <li>○スポーツ大会 10大会（延べ 502人） <ul style="list-style-type: none"> <li>※中止したスポーツ大会 18大会</li> </ul> </li> </ul>
課題と改善方策	<p>スポーツ教室は、幅広い年齢層の町民を対象に、継続的に各種事業を展開していることから、町民の健康づくりの意識づけにつながっている。</p> <p>なお、スポーツ大会については、特に少年期の人口減少傾向が今後も続くことから、広域的な大会開催を検討するなど、引き続き町民の生涯スポーツ推進を図る必要がある。</p>

No.	18	事業名	保健体育一般経費	担当課	社会教育課
-----	----	-----	----------	-----	-------

執行方針	<p>社会体育施設の有効活用と地域の活性化や交流人口の拡大を図るため、関係団体との連携を図り、各種大会や合宿などの誘致活動を積極的に推進する。</p>
事業内容	<p>各種スポーツ合宿誘致の積極的推進のため、遠軽町スポーツ合宿誘致委員会に対し運営費補助を行った。</p>
事業成果	<p>各種スポーツ合宿誘致の積極的な推進のため、遠軽町スポーツ合宿誘致委員会に対し運営に必要な補助を行い、スポーツ合宿誘致における地域活性化や交流人口の拡大を図った。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の感染対策を講じるため、一部競技の合宿については、昨年引き続き受け入れを見合わせた。</p> <p><b>【令和4年度スポーツ合宿実績】</b></p> <p>○27団体 620名（延べ2,902名）</p>
課題と改善方針	<p>社会体育施設の有効活用を図るため、今後もスポーツ合宿誘致の更なる充実と持続的な受け入れを図るため、スポーツ合宿誘致委員会をはじめとして、各スポーツ団体等と連携を図り、更なる誘致活動を進めていく必要がある。</p>

No.	19	事業名	体育館管理運営事業（指定管理）	担当課	社会教育課
-----	----	-----	-----------------	-----	-------

執行方針	<p>遠軽地域の社会体育施設については、遠軽町スポーツ協会が指定管理者として管理運営を行っており、休館日・開館時間の見直しや自主事業の実施など、町民のニーズに応えた各種事業を展開し、利用者本位の施設運営を進めていることから、今後も連携を図りながら町民サービスの向上に努める。</p>
事業内容	<p>遠軽地域の体育施設について、多様化する住民ニーズに対し、効果的・効率的に対応するため、指定管理者による運営手法を活用するなど、サービスの向上を図った。</p>
事業成果	<p>遠軽地域の体育施設については、指定管理者制度を導入しており、利用者ニーズに即したサービス向上に努めている。</p> <p>また、指定管理者による自主事業を積極的に取り入れることで、施設利用者増への取り組みが図られている。</p>
課題と改善方針	<p>遠軽地域の体育施設については、指定管理制度を導入して10年以上が経過したことにより、住民ニーズに即した施設運営が一定の成果を得ている。</p> <p>パークゴルフ場の開設日に地域間のばらつきがあったことから、次年度から開設日の統一を図り、利用者ニーズに即した対応を心がける。</p> <p>施設の更なる有効活用と施設利用者の拡大を図るため、既存の事業のほか新たな事業展開などの検討を併せて行う。</p>

No.	20	事業名	社会体育施設整備事業	担当課	社会教育課
-----	----	-----	------------	-----	-------

執行方針	<p>施設整備等については、社会教育施設同様、建設後30年以上経過するものも多く、今後も経年劣化による設備等の修繕を行い、利用者が安全に利用できるよう管理するとともに、社会教育施設長寿命化計画に基づいた整備に努める。</p>
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○豊里体育館玄関修繕</li> <li>○遠軽地域体育館消防設備誘導灯バッテリー等購入</li> <li>○えんがる球場放送設備更新修繕</li> <li>○えんがる球技場ワンタッチテント用天幕購入</li> <li>○えんがる球場消防設備誘導灯バッテリー等購入</li> <li>○生田原河畔公園パークゴルフ場乗用芝刈機用刈刃購入</li> <li>○えんがる温水プール電解次亜生成装置更新修繕</li> <li>○白滝水泳プール上屋シート修繕</li> <li>○えんがる温水プール消防設備誘導灯バッテリー等購入</li> </ul>
事業成果	<p>各体育施設設備修繕の実施及び新規備品の購入により、利用者が快適かつ安全に施設を利用できる環境の整備を行うことができた。</p>
課題と改善方策	<p>老朽化が進む体育施設について、利用者が快適かつ安全に利用できる環境を確保するため、計画的な改修を引き続き実施する。</p> <p>なお、今後の施設整備にあたっては、既存施設の統廃合等も含め、効果的な利用促進と効率的な管理運営が図られるよう、併せて検討する必要がある。</p>



## 5 外部評価

### (1) 学識経験者

氏 名	山 崎 満 弘
所 属 等	えんがる町観光協会専務理事(前滝上町教育委員会教育長)

### (2) 聴取日等

令和5年5月16日(火) 場所：えんがる町観光協会応接室

### (3) 主な意見・感想等

#### ア 教育委員会の活動状況について

令和4年度はウィズコロナの新たな段階への移行が進み、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、社会経済活動を両立させる変革期となりました。これまで制限されてきた教育活動に関しても、徐々に制限等が解除されるなど、明るい兆しが見えてきたように思います。

そのような中、教育委員会会議は、毎月開催された定例会議(12回開催)と臨時に開催された臨時会議(2回開催)において、慎重で迅速な審議が適正に行われ、多様化・複雑化する教育環境の変化に対応すべくその機能を果たしてきたものと認められます。

個別の審議状況を見ますと、令和4年度においては、規則その他規程の制定及び改廃に関する事、教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申し出に関する事及び法令又は条例に基づく委員の任命(委嘱)に関する議案が多かったようですが、昨年度に引続き教職員及び委員会所属職員の病気休職等に係る発令・内申に関する案件もあり、教職員等の健康管理やメンタルヘルスについても十分な配慮が必要と考えられます。その他、人事案件などに加え、学校教育のみならず、社会教育や社会体育に関する事項についても多岐にわたる協議・確認がなされ、議案に限らずその時々話題も含め、委員間で活発な話し合いが行われていることが窺い知れます。

教育委員会会議以外では、教育委員の研修会にも積極的に参加され、教育行政の課題等に関する理解と知識を深められたことと推察します。また、1年ぶりとなる学校視察では、すべての小中学校を訪問し、学校経営に係る意見交換や、授業参観など、子供たちと直接触れ合う機会も設けられ、大変意義のある活動をされております。

#### イ 点検評価報告書について

点検評価報告書は、「令和4年度教育行政執行方針」に掲げられた主要な事業ごとに、各所管課において内容・事業成果等を把握し、自己評価等が実施され、

適切にまとめられております。

学校教育では、特別支援教育支援員を必要とする全ての小・中学校に配置され、対象となる児童生徒の増加への対応や多様化する特別支援教育への期待に十分な効果を発揮していると認められます。今後も支援を必要とする児童生徒に対し、手厚いサポートを期待するとともに、特別支援教育の更なる充実を図っていただきたいと考えます。

その他の教育支援策として、就学援助費及び遠距離通学者への助成や、中体連大会等参加経費の一部助成については、保護者に対する経済的負担が軽減され、小・中学校教育の充実のため今後も継続していくことが望まれます。

北海道遠軽高等学校に在籍する生徒への進学及び就職支援の補助については、魅力ある遠軽高校づくりの推進と地元にある唯一の高等学校として、学級数の維持及び生徒確保のためにも今後も継続して援助していくことが望まれます。

ICT を活用した教育については、昨今、児童生徒の情報活用能力の育成が求められているところであり、1人1台端末を効果的に活用した上で、児童生徒の個別最適な学びの推進を期待するところです。

英語指導助手配置事業は、3人の英語指導助手を中心に小中学校の英語力の向上はもとより町民を対象とした英会話教室を開催するなど、広く国際理解教育の推進が図られており、今後も、国際感覚の向上や外国の文化に対する知識・理解を深められる活動を期待します。

学校施設の改修については、令和元年度に策定した「遠軽町学校施設長寿命化計画」に基づき、東小学校長寿命化改修工事が令和4年度から令和6年度までの3年間で行われ、よりよい教育環境の向上を期待するとともに、他の老朽化が進んでいる学校施設についても、効率的・効果的な管理を図っていくことが望まれます。

また、教職員住宅についても、計画的な住環境の整備が進められております。

学校給食事業については、施設整備や衛生環境の改善が図られ、より安心・安全な給食の提供が期待されます。

社会教育では、各地域の特性を生かした各種事業の展開が実施されております。

新型コロナウイルス感染症により、一部事業の日程短縮や実施内容の変更がございましたが、次代を担う青少年の育成、子どもを持つ親を対象とした家庭教育事業の支援、高齢世代の学びの場である高齢者大学事業など、各領域に応じた様々な事業が多く実施され、豊かな人づくり・町づくりに大きく寄与されているものと評価いたします。今後も子どもたちの健全育成や豊かな人間性の形成が育まれるよう創意工夫のもと、学校や地域などの連携を図りながら更なる事業展開を期待いたします。

また、遠軽町所蔵の重要文化財「北海道白滝遺跡群出土品」が、日本の旧石器時代の石器製作の変遷や各種石器の組み合わせを良く示す資料として、歴史的価値が改めて評価され、国宝に格上げされることになりました。今後も文化財保護思想の普及啓発に努め、遠軽町における貴重な文化遺産や名勝等の保護・保存のための措置を講じるとともに、更なる有効活用のための施策を期待します。

図書館管理運営事業においては、読み聞かせや絵本の配布、町広報に図書館インフォメーションを掲載するなど、利用者の利便性の向上・親しまれる図書館づくりに取り組まれています。今後もサービスの充実と町民の生涯学習拠点施設としての図書館に期待します。

社会体育では、既存の各体育施設において健康増進や体力づくりのため、気軽に快適にスポーツ・レクリエーションに親しむことができる施設運営が指定管理者により行われており、生涯スポーツの推進に寄与しています。スポーツの振興や体育施設の有効活用と利用者の拡大を図り、更なる地域活性化に期待します。

おわりに、教育委員会は、地域の民意を代表する町長との連携を強化し、社会情勢の変化と町が抱える課題・方向性を共有しながら教育施策について議論し、一致して執行する必要があります。そのためにも、本点検・評価報告書は、教育委員会の取り組みを広く町民の方々に知っていただく情報提供となることから、今後も継続した実施を期待いたします。

## 6 参考資料

### ○令和4年度教育行政執行方針

令和4年度遠軽町教育行政の基本的な考え方を申し上げ、町議会並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

一昨年1月に国内で発生した新型コロナウイルス感染症は、これまで感染拡大防止のため、様々な対策やワクチン接種が進められてまいりました。そのような中、人数制限や消毒及び検温、マスク着用等で感染予防対策を講じて、学校での教育活動や社会教育事業を実施してまいりましたが、感染状況によっては、中止や延期、社会教育施設の閉館などを余儀なくされることもありました。今後の状況についても不透明ではありますが、子どもたちをはじめ全町民の多様な「学びの保障」について、万全をつくしてまいります。

はじめに学校教育についてであります。「育（はぐく）み・創（つく）り・愛（あい）し・励（はげ）む心で、永遠（とわ）に輝く遠軽町」の基、学びあう児童・生徒が、自他の可能性を認めあい、夢と志をもち、よりよい人生、よりよい社会を創ることのできる「生きる力」を育成することは学校教育の重要な役割です。

本町においては、小学校と中学校が緊密に連携し、連続性や円滑化などを図り、更に連携を幼保、高校へと広げ、それとともに、学校・家庭・地域社会での教育に携わる全ての関係者が、それぞれの果たすべき役割と責務を自覚し、展開してきているところで

す。教育委員会としては、その連携を基にして『知育』『徳育』『体育』のバランスのとれた子どもの育成と、その基盤となる教育環境づくりに努めてまいります。とりわけ、昨年度、新学習指導要領が中学校で全面実施され、義務教育において、その理念に基づき、一人ひとりが自分らしさを発揮し、他者と協働しながら課題解決を図れるよう、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的にした中で、「主体的・対話的で深い学び」の実現に努めてまいります。

まず、「知育」につきましては、育成すべき資質・能力として、児童・生徒の発達段階や特性を踏まえ、創意ある教育活動を展開する中で、生きて働く「知識・技能」の習得に努めてまいります。

第二には、習得した「知識・技能」を活用して、生き方の基盤となる言語活動の充実と情報活用能力や問題発見・解決能力等の育成により、「思考力・判断力・表現力等」を育ててまいります。

第三には、小・中学校の連続性や家庭・地域社会の役割を強化し、学校・家庭・地域社会の三者が、広く児童・生徒の学習に関わりながら教育環境を整え、未来に誇れる文化や自然遺産、人材などの教育資源を活用し、「学びの質」を高め、「学びに向かう力、人間性等」を育成してまいります。

次に、「徳育」につきましては、児童・生徒の「豊かな心」を育てるために、基盤となる道徳教育において、教科道徳の授業を核とし、多様な体験活動を通して、命の尊重、善悪の判断、人を思いやる心情や自然と大地の恵みに感謝する心など、「豊かな人間性」を培ってまいります。

また、読書活動や音楽活動などを充実し、更には地域社会と連携を図りながら、一人ひとりの「豊かな感性」を育ててまいります。

「体育」につきましては、児童・生徒の「健やかな体」を育てるために、望ましい生活習慣の改善を図るとともに、運動やスポーツに自己の適性に応じた関わりをもち、社会教育とも連携し、運動習慣の定着と体力・運動能力の向上に努めてまいります。

続きまして、学校教育の重点事項について申し上げます。

推進にあたって、小学校では、「基本的生活習慣」と「豊かな経験」を、中学校では、「たくましい心身」と「コミュニケーション能力」を、高等学校では、一人ひとりが自分の将来を見据えた上で「必要な力」を育てていただきたいと思います。

1点目に、「安全教育」につきましては、児童・生徒の生命を守ることを最優先に、日常生活における安全確保のために必要な「主体的に行動する態度」を育成するとともに、「自助・共助・公助」の視点からの安全教育を組織的に取り組んでまいります。

2点目に、「生徒指導」につきましては、「遠軽町いじめ防止基本方針」により、いじめや不登校の未然防止と早期解消、ネットトラブルへの対応、情報モラルの育成、薬物乱用や性の問題行動などについて、学校・家庭・地域・関係機関等との連携・協力を密にし、開かれた生徒指導体制の充実に努めてまいります。

3点目に、「特別支援教育」につきましては、引き続き、特別支援教育支援員を小・中学校に配置し、共生社会の形成に向けて、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた、適切な指導や必要な支援に努めてまいります。

4点目に、「ICT教育」につきましては、文部科学省が取り組みを進めている「GIGAスクール構想」で、児童・生徒に1人1台端末が配備され、授業での活用が始まりました。今後は効果的なICT活用による授業改善を進めるとともに、1人1台端末の活用拡大を推進してまいります。

5点目に、「食育」につきましては、「地産地消」を推進し、安全・安心な学校給食の提供を図りながら、家庭・地域社会と連携し、児童・生徒に、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けるよう努めてまいります。

6点目に、「小学校高学年における教科担任制」につきましては、今年度から4年程度をかけて進められることとなります。本町においては、専科教員の配置や小規模校での教科担任制の具体について情報収集と環境整備に努めてまいります。

7点目に、「信頼される学校」につきましては、学校と保護者や地域が連携・協働しながら、子どもたちの豊かな成長を支えるため、学校運営協議会を中心に「地域とともにある学校づくり」を推進してまいります。また、教職員には、指導力向上のための各種研修などへの参加を促進するほか、児童生徒・保護者・地域の方々との信頼関係を深められるよう、法令の遵守・服務規律の徹底に努めてまいります。加えて、教員が授業や授業準備等に集中し、健康でいきいきとやりがいをもって勤務し、学校教育の質を高められる環境を構築するため、働き方改革を進めてまいります。

次に、学校教育の主要事業について申し上げます。

小・中学校につきましては、特別に支援を必要とする児童・生徒に対し、適切できめ細かな教育的支援を行うための「特別支援教育支援員」を必要に応じて複数配置ができるようにし、特別支援教育の更なる充実を図ってまいります。

就学援助費につきましては、新入学児童生徒学用品費について入学前に支給するとともに、認定児童・生徒の保護者に対して援助してまいります。

遠距離通学をする児童・生徒へは、通学の利便を図るため、スクールバスを運行するとともに、通学実態に合わせた経費の助成を行い、保護者の負担軽減を図ってまいります。

中体連大会等参加経費の一部助成や中学校の合同部活動で合同練習を実施する際の保護者送迎に係る経費の一部助成を行い、保護者の負担軽減を図ります。

中学校を核とした授業や生涯学習事業など、コミュニケーション能力の向上と国際理解教育の推進を図るとともに、小学校における教科、外国語活動についても、言語や文化に対する理解を深めるため、引き続き、英語指導助手3人を配置し、積極的な活用を図ってまいります。

I C T教育につきましては、G I G Aスクール構想で整備された1人1台端末を効果的に活用するため、小学校5年生以上の児童と中学校全生徒を対象に学習支援ソフトを導入し、個別最適な学びの推進とI C Tを活用した教育の実践を図ってまいります。

小・中学校の施設整備につきましては、学校施設の老朽化に対応するため、効率的・効果的な学校施設の管理を図ってまいります。今年度につきましては、3ヶ年計画での東小学校長寿命化改修工事や南中学校自動火災報知設備更新工事、遠軽中学校電気温水器更新工事を実施し、安全・安心な学校づくりを進めてまいります。

教職員の住宅環境の整備につきましては、西町にある教職員住宅の屋根塗装工事を実施してまいります。

学校における働き方改革は、これまでの働き方を見直し、自らの職能を磨くとともに日々の生活の質や教職員人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるよう、実現に向けた働き方改革の取り組みを推進してまいります。

高等学校の支援につきましては、北海道遠軽高等学校に通う生徒の進学・就職支援のための講座等に対し助成を行います。また、学級数維持・生徒確保を支援するための経費の助成を行い、魅力ある高等学校づくりを支援するとともに、町内外の子どもたちに遠軽高等学校への進学を促してまいります。

学校給食につきましては、安全・安心な給食の提供のため、施設の改善や老朽化した備品の更新をはじめ、日頃の施設設備の衛生管理と調理関係職員の健康管理を徹底し、食中毒防止や食物アレルギー対応など安全対策を進め、学校給食の適切な提供に努めてまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

社会教育では、生涯学習のより一層の振興を図るため、町民一人ひとりが、個性や地域特性を生かしながら、自主的・主体的に学習活動に取り組むことができる学習環境の整備と、その学習成果が適切に評価され、かつ、その成果を協働による地域づくりの実践に結びつけることが求められています。

そのために、生涯各期の学習機会の充実により、町民一人ひとりが、生涯にわたって「いつでも、どこでも、だれでも」自由に学習機会を選択して学ぶことができる学習環境づくりと、学習情報の提供や学習相談体制の充実など、様々な学習活動の奨励や具体的な支援を進めてまいります。

また、家庭環境の多様化や地域社会の変化により、家庭教育の充実が期待される中、家庭の教育力向上を図るため、家庭教育に関する支援体制の確立に努めるとともに、児童・生徒の学校外における各種学習・体験活動の充実を図るため、学校や地域、関係団体との連携・協力のもと、社会全体で子どもたちの活動を支援する取り組みの推進に努めてまいります。

次に、社会体育について申し上げます。

スポーツ基本法においては、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的施策として「基礎的条件の整備」、「地域スポーツの推進」、「競技スポーツの推進」が定められており、多様なスポーツ機会の確保のための環境整備などが求められています。

これまでも社会体育では、スポーツを通して地域住民同士の交流を促進することにより、地域の連帯感や一体感の醸成を図り、地域社会の活性化に寄与することが求められ

てきました。

また、青少年のスポーツ活動を奨励し、青少年の豊かな心と健やかな身体の育成や、自己責任・思いやり・コミュニケーション能力の育成に努めるとともに、町民の健康づくりの増進にも努める必要があります。

さらに、スポーツの生活化を目指し、それぞれのライフステージや個々のレベルにあったスポーツやレクリエーション活動に親しめるよう、各種事業を推進するとともに、技能の向上や参加意欲の高揚を図っていくことも重要です。

そのため、町民の生涯スポーツへの意識の高揚を図るとともに、町民が「いつでも、どこでも、だれでも」自由に、そして自主的・主体的に地域スポーツ活動に親しむことができるよう、積極的に支援してまいります。

社会教育及び社会体育の推進にあたっては、昨年度に策定した第4次遠軽町社会教育中期計画に基づき、個人や団体などの多様な学習活動に対する奨励・援助を行うとともに、生涯各期の課題に応じた学習機会を提供するなど、生涯学習社会の実現に向けて努力してまいります。

次に、社会教育の主要事業について申し上げます。

未来を担う子どもたちの健全育成を図るため、家庭・学校・地域との連携のもと、地域の特性を生かした各種事業を引き続き推進するとともに、芸術や文化に触れる機会や発表・交流の場などの提供に努めてまいります。

あわせて、家庭の教育力の向上を図るため、保護者に対する学習機会の提供や子育て資料による情報提供の充実など、家庭教育の支援を行ってまいります。

また、町民の生涯学習活動を支援するために、高齢者大学や生涯学習講座などの各種学習機会や学習情報の提供、有志指導者の育成に努めるとともに、引き続き社会教育関係団体の活動に対し、支援を行ってまいります。

さらに、文化財につきましては、遠軽町埋蔵文化財センターを中心に、ジオパークと連携した事業の展開や郷土館町民講座の実施など、文化財の保護と普及に努めてまいります。

施設整備につきましては、所管する施設の中で建設後30年以上経過するものもあり、今後も施設を有効に運用できるように改修等が必要となるため、社会教育施設長寿命化計画に基づき整備を進め、施設の充実を図ってまいります。併せて、令和4年8月26日にオープンを予定する「遠軽町芸術文化交流プラザ」については、今後も指定管理者と協議を行い、開館準備を進めてまいります。

4 図書館・室につきましては、利用者ニーズに応えた図書の実質や歴史的な地域資料の収集保管を行うなど、生涯学習活動を支援する拠点施設にふさわしいサービスを提供するとともに、町民の読書習慣を醸成し、これまで以上に親しまれる図書館・室の運営



に努めてまいります。

また、学校図書室に対しては、図書館の専門性を活かし本年度も引き続き支援してまいります。

次に、社会体育の主要事業について申し上げます。

町民の健康増進や体力づくりを推進するため、各種スポーツ教室・大会などを関係団体との連携・協力のもと開催してまいります。

また、社会体育施設の有効活用と地域の活性化や交流人口の拡大を図るため、関係団体と連携を図り、各種大会や合宿などの誘致活動を積極的に推進してまいります。

遠軽地域の社会体育施設につきましては、遠軽町スポーツ協会が指定管理者として管理運営を行っており、休館日・開館時間の見直しや自主事業の実施など、町民のニーズに応えた各種事業を展開し、利用者本体の施設運営を進めていることから、今後も利用者サービスの向上に努めてまいります。

施設整備等につきましては、社会教育施設同様、建設後30年以上経過するものも多く、今後も経年劣化による設備等の修繕を行い、利用者みなさまに安全に利用いただけるよう管理するとともに、社会教育施設長寿命化計画に基づいた整備も進めてまいります。

以上、遠軽町教育行政推進の基本的な考え方について申し上げましたが、教育委員会といたしましては、その使命と責任の重さを自覚するとともに、教育基本法を踏まえつつ、時代の変化に迅速に対応しながら、遠軽町教育目標の実現に向け、学校教育並びに社会教育の充実に努めてまいります。

町議会並びに町民の皆様への御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、令和4年度教育行政執行の方針といたします。